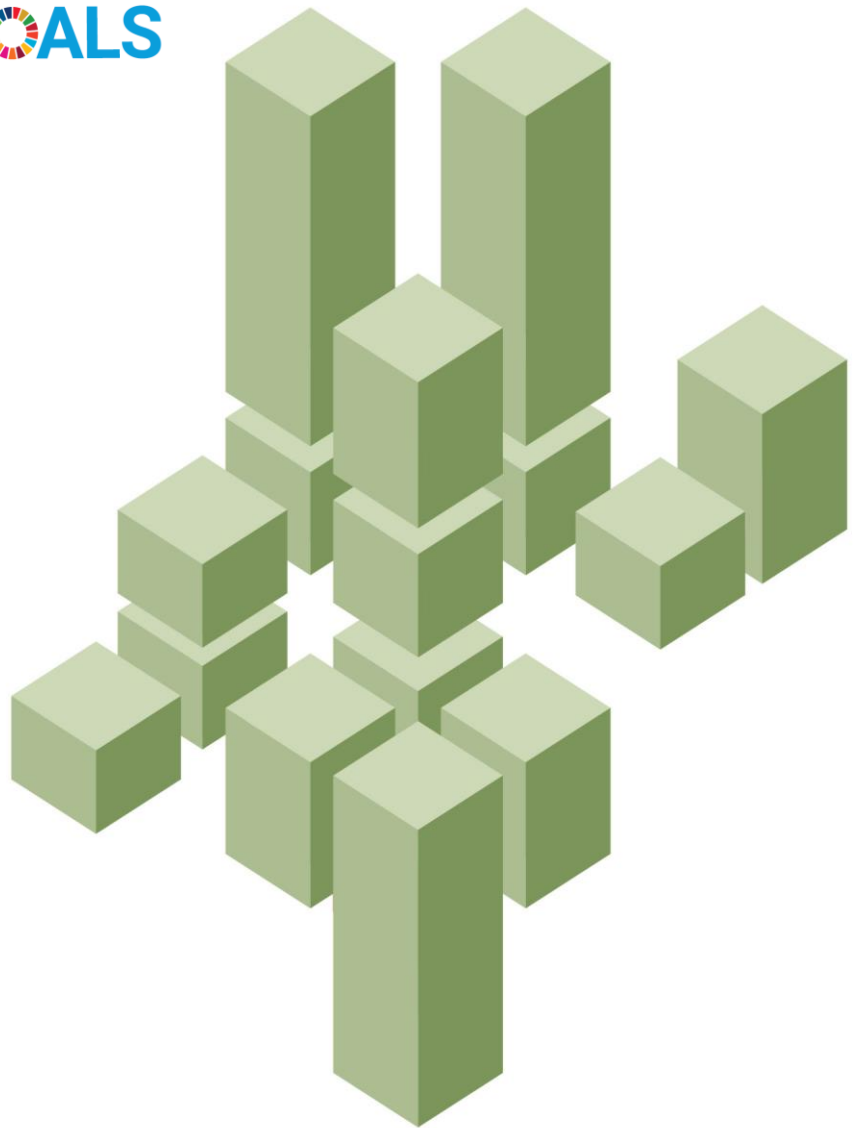


扶桑町

耐震改修 促進計画

ふそう耐震プラン2030

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS



令和3（2021）年3月
扶桑町

目 次

第 1 章	はじめに.....	1
1－1	計画策定の主旨	1
1－2	計画の位置付け	3
1－3	扶桑町の概要	4
1－4	地震に係る被害想定等	5
第 2 章	計画の基本的事項.....	8
2－1	計画条件	8
2－2	住宅・建築物の耐震化の現状と目標	15
第 3 章	耐震化及び減災化促進の基本的な方策	20
3－1	耐震化及び減災化に向けた役割	20
3－2	促進体制	21
3－3	重点的に耐震化を進める区域の設定	23
3－4	関連する安全対策	24
第 4 章	住宅の耐震化促進.....	29
4－1	普及・啓発	29
4－2	耐震化促進のための支援制度	32
4－3	公的機関による改修促進支援	35
4－4	住宅の改修時の仮住居の提供	36
4－5	低コスト耐震化工法の普及	36
4－6	建築物の耐震化促進	37
第 5 章	計画達成に向けて.....	38
5－1	耐震化の促進・支援	38
5－2	計画の進捗管理と見直し	38

第1章 はじめに

1-1 計画策定の主旨

1. 大規模地震の切迫性

新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）、福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）、新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月）、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月）、熊本地震（平成 28 年 4 月）、北海道胆振東部地震（平成 30 年 9 月）と、近年、大規模な地震が頻発しており、我が国において、大規模な地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

愛知県でも、東海・東南海・南海の 3 連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた 5 連動地震の可能性が懸念されているところであり、この南海トラフ地震に関しては、政府の地震調査委員会（平成 30 年）において、今後 30 年以内のマグニチュード 8～9 クラスの巨大地震が発生する確率が「70%程度」から「70～80%」に引き上げられている状況にあります。

2. 耐震改修促進計画（当初計画・前回（平成 24 年度）計画）の策定

大規模な地震の発生が危惧される中、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による人的被害や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

そのため、平成 18 年 1 月に、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、各公共団体において、計画的な耐震化を進めるために「耐震改修促進計画」を策定することが必要となりました。

これを受け、扶桑町（以下、本町という。）では、「愛知県建築物耐震改修促進計画（平成 18 年度策定）」の内容も踏まえつつ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定める「扶桑町耐震改修促進計画（以下「当初計画」という。）」を平成 20 年 3 月に策定しました。

その後、平成 23 年 3 月には、東北地方太平洋沖地震による東日本大震災が発生し、改めて防災の重要性が認識されたほか、災害時の被害を最小化する「減災」の重要性も指摘され、その考え方の下、国や県では地震対策に関する計画等の見直しが行われています。

こうした中、本町では、耐震化の進捗状況を確認するとともに、「愛知県建築物耐震改修促進計画－あいち建築減災プラン 2020－（平成 24 年 3 月策定）」を踏まえて必要な見直しを行い、「扶桑町耐震改修促進計画 ふそう耐震プラン 2020」として策定し、継続的に町内の住宅・建築物の耐震化・減災化を進めてきました。

3. 耐震改修促進計画の策定

平成 24 年の計画策定以降、国では、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成 25 年に耐震改修促進法を改正したほか、平成 31 年には避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、より安全性を高めるための耐震改修促進法の改正を行っています。また、平成 28 年の熊本地震では、建築物被害の原因分析に基づく新たな災害からの教訓が示されており、愛知県においても令和 2 年度に新たな計画「愛知県建築物耐震改修促進計画～あいち建築減災プラン 2030～」を策定しています。

一方、国際的な視点では、持続可能な世界を実現するための共通目標として、平成 27 年の国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。この SDGs には 17 のゴール（目標）が定められており、この中には「住み続けられるまちづくりを」が掲げられています。このような観点からも、住宅・建築物の耐震化を図っていくことが重要といえます。

このような状況を踏まえ、耐震化の目標の達成状況や、施策の実施状況等を検証するとともに、愛知県が策定した計画との整合を図りながら、更なる耐震化・減災化を促進するための「扶桑町耐震改修促進計画 ふそう耐震プラン 2030（以下、「本計画」という。）」を策定します。

本計画のポイントとしては、以下のとおりです。

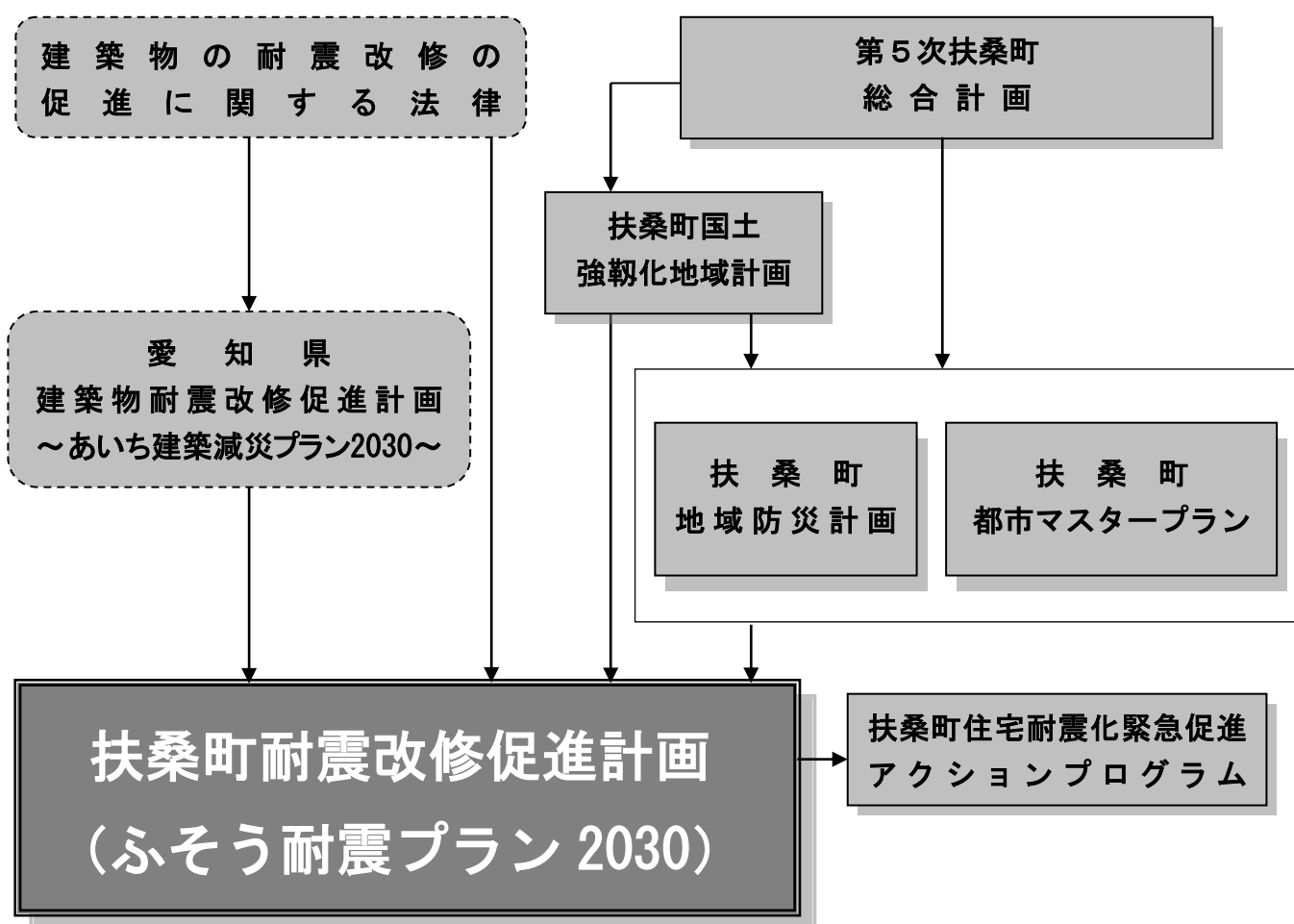
表－前回計画と本計画の前提の比較

区分		前回計画（平成 25 年 3 月策定）	今回計画（令和 3 年 3 月策定）	
計画期間		平成 32（令和 2）年度	令和 7 年度	令和 12 年度
住宅の耐震化の目標		住宅数全体の 95%	住宅数全体の 95%	概ね解消
特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標		耐震性がない棟数を現状の 1/5 に削減	概ね解消	概ね解消
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物	該当なし	該当なし	該当なし
	要安全確認計画記載建築物	該当なし	今後、対象建築物に追加された場合は、県と連携を図り目標達成に努める。	

1-2 計画の位置付け

扶桑町耐震改修促進計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「第5次扶桑町総合計画」、「扶桑町国土強靱化地域計画」、「扶桑町都市マスタープラン」、「扶桑町地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、本町における住宅・建築物の耐震化を促進するための実施計画として策定するものです。

図－扶桑町耐震改修促進計画の位置付け



1-3 扶桑町の概要

1. 扶桑町の概要

本町は、愛知県北西部に位置し、東は犬山市、西は江南市、南は大口町、そして北は木曽川をへだてて岐阜県各務原市に接する総面積 11.19km² のコンパクトなまちです。

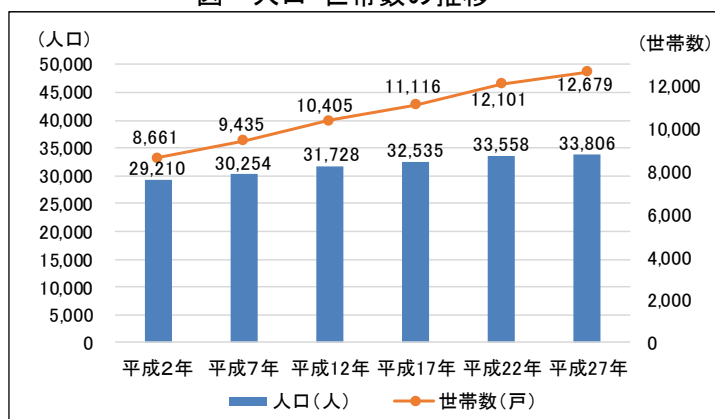
濃尾平野の一角にあって、ほぼ全域が平坦地であり、北に高く、南にやや低く、地質はほとんどが木曽川沖積層で、肥沃な土地となっています。町内及び周辺市町に大規模な工場を抱え、名古屋市内からは鉄道で 30 分圏と交通の便も良く、就業・居住環境に恵まれています。さらに、近年は、物流の大動脈となる国道 41 号の 6 車線化及び橋上化部分の平面化により、新たな土地利用の可能性が生まれ、町外から人の流れをつくり出す「まちの玄関口」として、また、新たな「まちの拠点」として大いに期待がされています。

こうした中、国勢調査による平成 27 年現在の人口は約 3 万 4 千人、世帯数は約 1 万 3 千世帯となっており、いずれも増加傾向にあるものの、第 5 次扶桑町総合計画の推計によると、今後、人口は停滞・減少傾向に転じ、世帯数は、増加率は緩やかになるものの今後も増加を続ける見込みとされています。

図一 扶桑町の位置



図二 人口・世帯数の推移



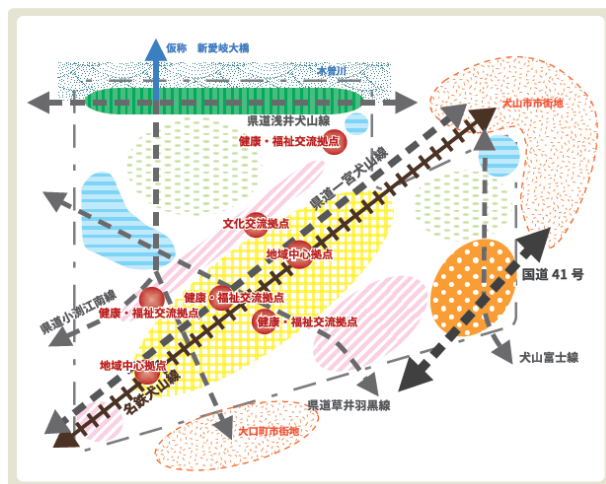
資料：国勢調査

2. 第 5 次扶桑町総合計画

本町では、『みんなの笑顔が かがやくまち 扶桑町』をまちづくりの視点とし、個別のまちづくりの目標として、以下の五つを掲げています。

<まちづくりの目標>

1. みんなで“支え合う”
～ほっこり暮らせるまちづくり～
2. みんなで“学び育む”
～次代と豊かな心を育むまちづくり～
3. みんなで“守る”
～思いやりのある安全・安心なまちづくり～
4. みんなで“活かす”
～住み続けられる・魅力あるまちづくり～
5. みんなで“創る”
～ともに支える自立した行政経営～



1-4 地震に係る被害想定等

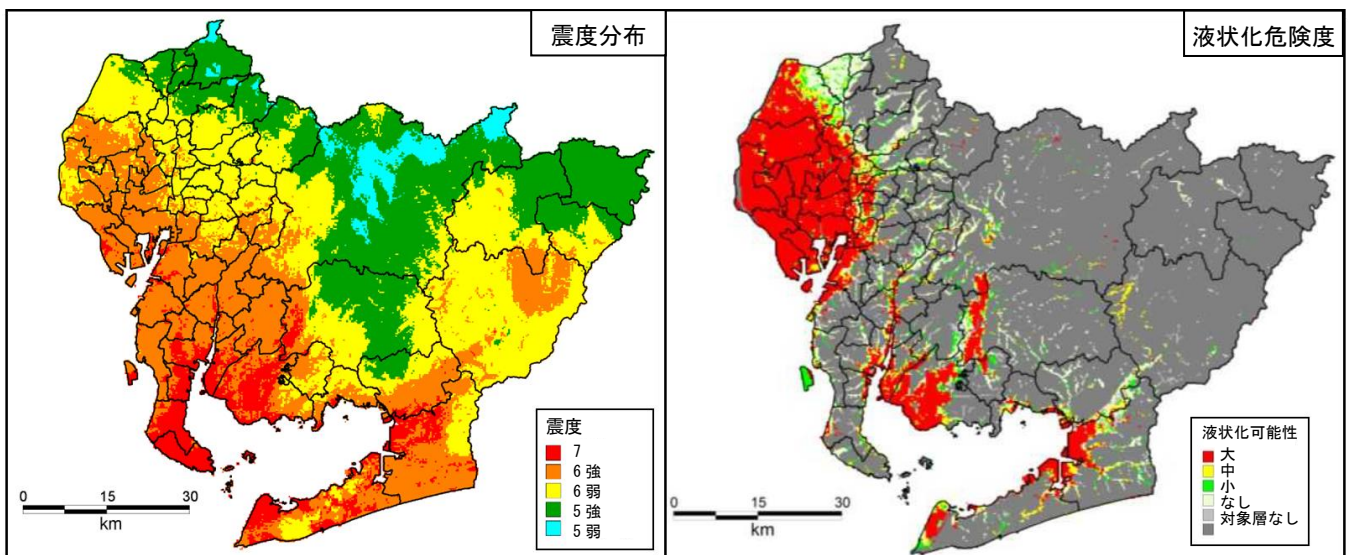
1. 「南海トラフ地震」に係る被害想定等（平成 26 年 3 月公表）

南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震の 3 連動）に係る被害想定等については、平成 24 年 8 月と令和元年 6 月に内閣府が公表しています。さらに、愛知県では、内閣府の被害想定に基づき市町村別の被害予測調査報告書（平成 26 年 3 月公表、平成 27 年 12 月修正）を公表しています。

これによると、地震の規模はマグニチュード 9 クラスと想定されています。震度については、「陸側ケース（東海地方の被害が最も大きいケース）」の場合、北部を除いて全県的に震度 6 以上と想定されており、震源に近い沿岸部を中心として震度 7 も想定されています。

本町においては、最大で震度 5 強と想定されています。

図－南海トラフ地震の予測（陸側ケース）



資料：「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」2014 年（平成 26 年）3 月愛知県

また、本町の被害想定は、以下のとおりです。

表一本町における死者数の想定

（市町村別で被害が最大となるケース（死者数） 最大想定モデル、陸側ケース、冬・夕発災時）（単位：人）

建物倒壊	津波	急傾斜地崩壊	火災	ブロック塀転倒等
*	*	*	*	*

※ “*” はわずか

資料：「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」平成 26 年 3 月愛知県

表一本町における建物被害の想定

（市町村別で被害が最大となるケース（全壊・焼失棟数）最大想定モデル、陸側ケース、冬・夕発災時）（単位：棟）

揺れ	液状化	津波	急傾斜地崩壊	火災
約 10	約 10	*	*	*

※ “*” はわずか

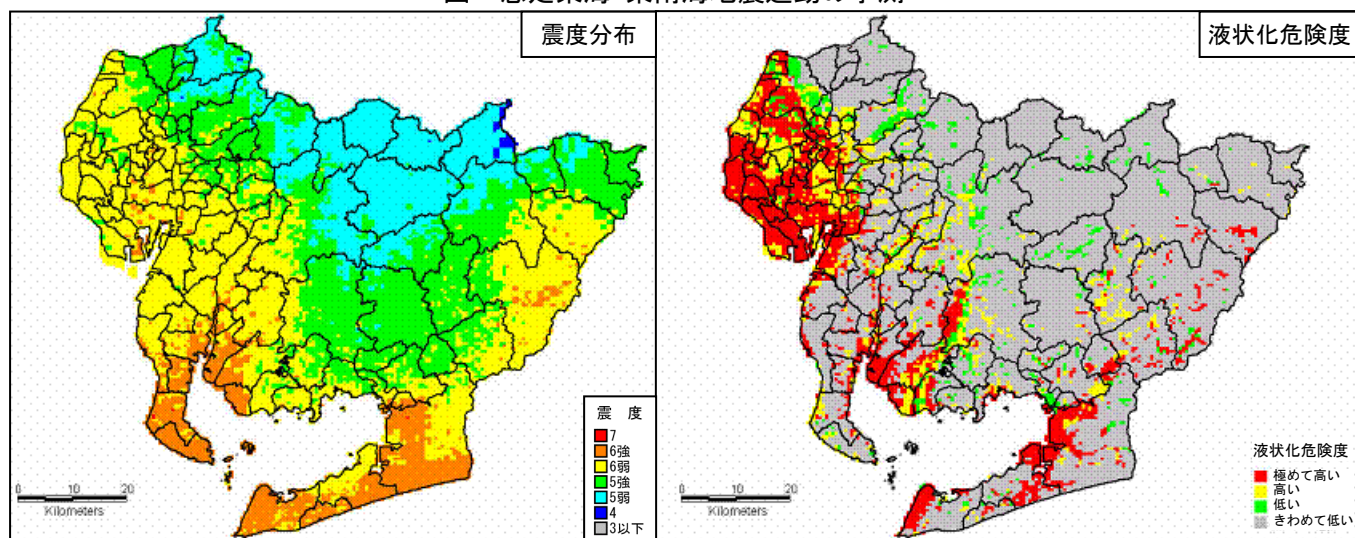
資料：「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」平成 26 年 3 月愛知県

2. 「東海地震・東南海地震等」に係る被害想定等（平成 15 年 3 月公表）

東海地震・東南海地震等に係る被害想定等については、平成 15 年 3 月に愛知県が公表しています。

これによると、東海・東南海地震連動時の地震の規模はマグニチュード 8.27 と想定されています。震度については、震源に近い知多半島、渥美半島、県東部及び濃尾平野など広い範囲で震度 6 弱以上（一部で震度 7）と想定されています。

図一 想定東海・東南海地震連動の予測



資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」平成 15 年 3 月愛知県防災会議地震部会

本町においては、東海・東南海地震連動時に大部分の地域で震度 5 強の揺れになることが想定されていますが、液状化の危険性は極めて低くなっています。被害についても人的被害は若干となっていますが、建物の半壊が発生すると予測されています。

表一 町内における死傷者の想定（冬早朝 5 時）（単位：人）

区分	死者数	負傷者数
東海地震	0	0
東南海地震	0	—
東海、東南海地震連動	0	—
養老-桑名-四日市断層帯	0	0

※ “—” は若干

資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」平成 15 年 3 月愛知県防災会議地震部会

表一 町内における建物被害の想定（単位：棟）

区分	全壊	半壊	合計
東海地震	0	0	0
東南海地震	0	約 10	約 10
東海、東南海地震連動	0	約 30	約 30
養老-桑名-四日市断層帯	0	0	0

資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」平成 15 年 3 月愛知県防災会議地震部会

■参考 東海・東南海地震連動時に震度 6 弱と想定されている都市の状況

表一 死傷者の想定（冬早朝 5 時）※（単位：人）

東郷町		旧西春町		旧木曾川町		旧甚目寺町		蟹江町	
死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
—	約 80	—	約 200	約 10	約 420	約 10	約 470	約 30	約 800

※ “—” は若干

資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」平成 15 年 3 月愛知県防災会議地震部会

表一 建物被害の想定※（単位：棟）

東郷町			旧西春町			旧木曾川町			旧甚目寺町			蟹江町		
全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計	全壊	半壊	合計
約 40	約 360	約 400	約 280	約 1,100	約 1,380	約 760	約 2,100	約 2,860	約 630	約 1,900	約 2,530	約 1,300	約 2,500	約 3,800

資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」平成 15 年 3 月愛知県防災会議地震部会

※上表：死傷者の想定・建築被害の想定について

- この表は、東海・東南海地震連動時に行政区域の大半で震度 6 弱と想定され、かつ、本町と類似（国勢調査による人口総数：約 2.5～3.5 万、人口密度：約 20～40 人/ha）している都市についての被害想定を示したものである。
- したがって、単純に、「南海トラフ地震」で想定されている震度 6 弱（最大震度）の場合の本町の被害想定を目安になるものではない。

第2章 計画の基本的事項

本計画では、住宅・建築物の耐震化の進捗状況を確認した上で、今後の耐震化及び減災化の目標を定めます。また、その目標を達成するために、施策を定め、県や所有者等と役割分担をして耐震化及び減災化に取り組みます。

なお、県計画では、目標年次を「令和12年」とし、住宅の耐震化の目標を「概ね解消」、特定既存耐震不適格建築物のうち耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を「概ね解消」としており、本計画においてもこの考え方との整合に留意します。

2-1 計画条件

1. 対象区域

本計画の対象区域は、扶桑町全域とします。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和12年度までとし、令和7年度に中間見直しを行います。

3. 対象とする建物

本計画が対象とする建物は、住宅及び特定既存耐震不適格建築物、耐震診断義務付け対象建築物を含む建築物とします。

ここでいう「住宅」とは、戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅です。

また、「特定既存耐震不適格建築物」とは、耐震改修促進法第14条に示される建築物で表の①～③に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物です。

表一対象とする住宅及び特定既存耐震不適格建築物

区分	耐震改修促進法
戸建住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅	
① 多数の者が利用する建築物	法第14条第1号
② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第14条第2号
③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）	法第14条第3号

(1) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）

多数の者が利用する建築物の用途・規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

表－多数の者が利用する建築物の基準

法 ^{※1}	政令 ^{※2} 第6条第2項	用途		規模
第14条第1号	第1号	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ床面積 500 ㎡以上
	第2号	小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ床面積 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ床面積 1,000 ㎡以上
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		
	第3号	学校	第2号以外の学校	階数3以上かつ床面積 1,000 ㎡以上
		ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅 ^{※3} (共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
		公衆浴場		
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
		工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
		自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
第4号	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ床面積 1,000 ㎡以上	

※1 耐震改修促進法 ※2 耐震改修促進法施行令

※3 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付ける。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 2 号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類・数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

ただし、本町内には、該当する建築物はありません。

表一 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の基準

法 ^{※1}	政令 ^{※2} 第 7 条 第 2 項	危険物の種類		数量	
第 14 条 第 2 号	第 1 号	火薬類	火薬	10 トン	
			爆薬	5 トン	
			工業雷管若しくは電気雷管又は 信号雷管	50 万個	
			銃用雷管	500 万個	
			実包若しくは空包、信管若しくは 火管又は電気導火線	5 万個	
			導爆線又は導火線	500 キロメートル	
			信号炎管若しくは信号火箭又は 煙火	2 トン	
			その他火薬又は爆薬を使用した 火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区 分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量	
	第 2 号	石油類		危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別 の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び 性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物(石 油類を除く)			
	第 3 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考 第 6 号に規定する可燃性固体類			30 トン
	第 4 号	危険物の規則に関する政令別表第 4 備考 第 8 号に規定する可燃性液体類			20 立方メートル
	第 5 号	マッチ			300 マッチトン ^{※3}
	第 6 号	可燃性ガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)			2 万立方メートル
	第 7 号	圧縮ガス			20 万立方メートル
	第 8 号	液化ガス			2,000 トン
	第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定 する毒物(液体又は気体のものに限る)			20 トン
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定 する劇物(液体又は気体のものに限る)		200 トン		

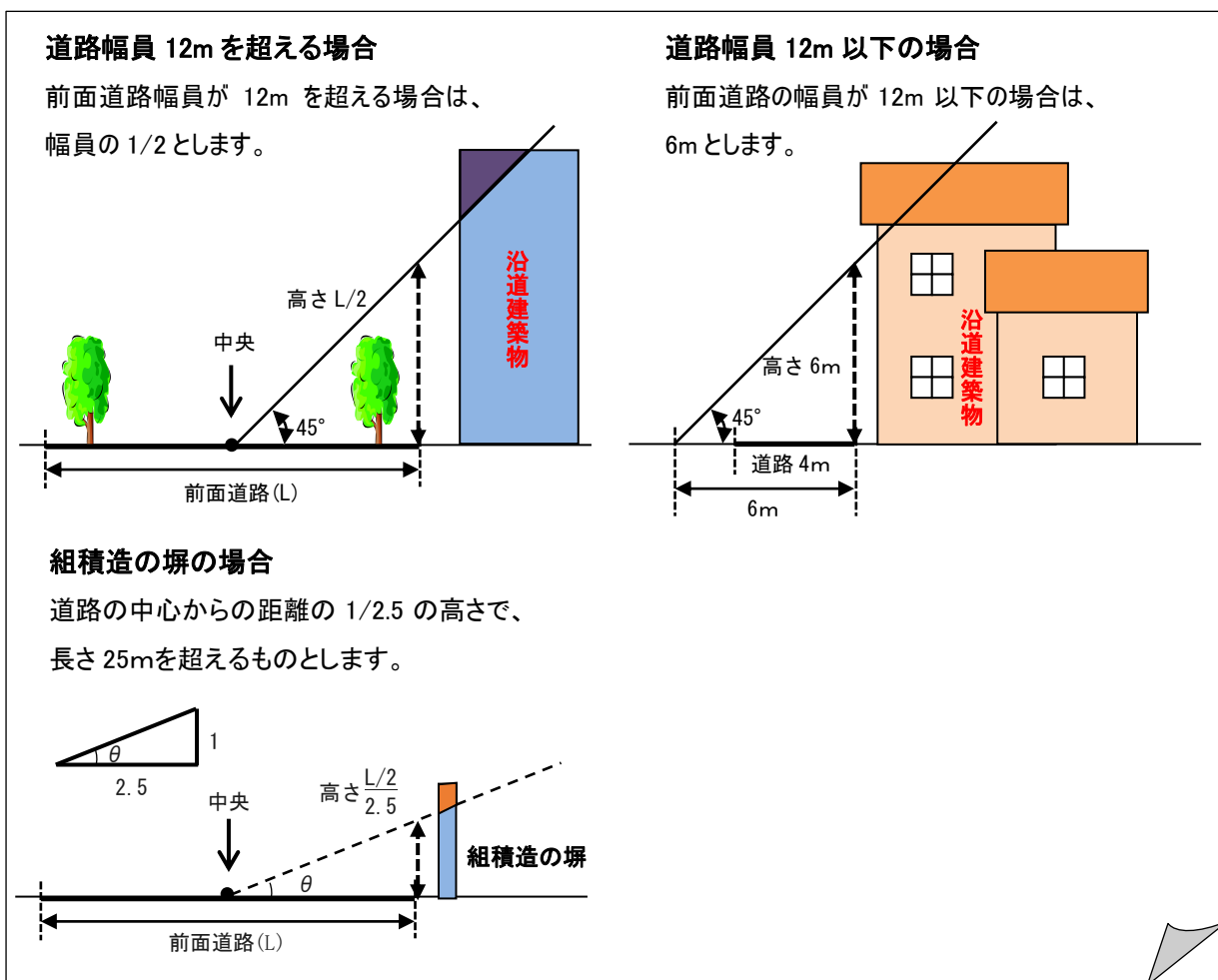
※1 耐震改修促進法 ※2 耐震改修促進法施行令

※3 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で、7200 個、約 120 kg。

(3) 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）

通行障害既存耐震不適格建築物は、下記の「地震発生時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が 12m を超える場合は幅員の 1/2、前面道路幅員が 12m 以下の場合は 6m）を加えたものを超える建築物とします。

また、組積造の塀については、道路の中心からの距離の 1/2.5 の高さで、長さ 25m を超えるものを対象とします。



■地震発生時に通行を確保すべき道路

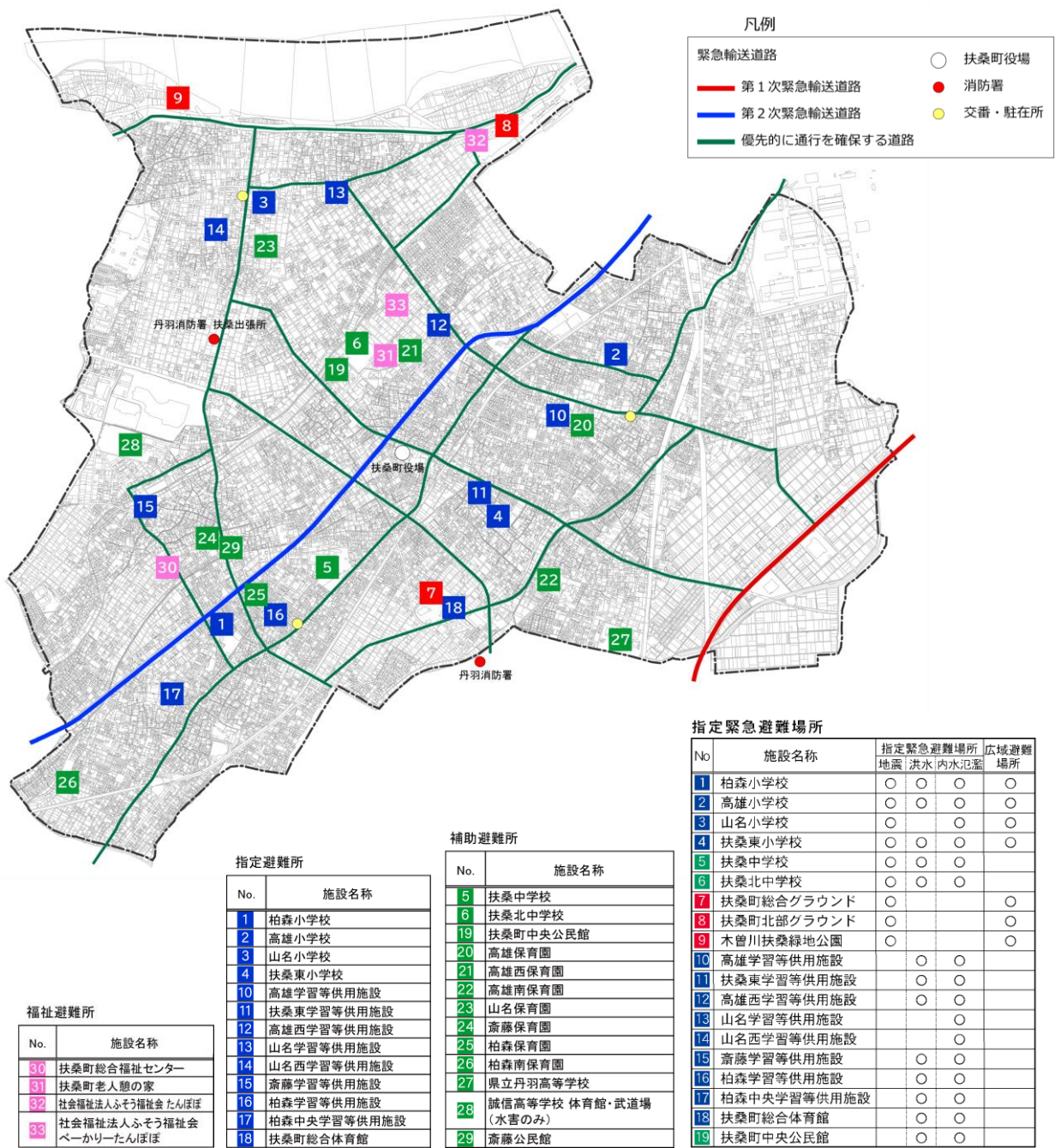
● 緊急輸送道路(耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号及び第 3 号)

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助を始め、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路で、「愛知県地域防災計画」で定められた第 1 次、第 2 次緊急輸送道路とします。

● 優先的に通行を確保する道路(耐震改修促進法第 6 条第 3 項第 2 号)

地震等の発生時において、避難所等へ物資等を供給する道路として、緊急輸送道路から各避難所等へ結ぶ道路とし、復旧対策活動や避難に使用する道路とします。

図一地震発生時に通行を確保すべき道路



※令和元年3月現在

（４）耐震診断義務付け対象建築物

特定既存耐震不適格建築物のうち、「耐震診断義務付け対象建築物」とは、以下の表に示す一定の要件に該当する建築物であり、その所有者は、耐震診断とその結果を所管行政庁に報告することが、耐震改修促進法（平成 25 年改正）で義務付けられています。

扶桑町における、「要緊急安全確認大規模建築物」の対象となる建築物は、耐震診断を実施済で、結果は、愛知県ホームページ（下記参照）で公表されています。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/youkinkyu-kouhyou.html>)

また、「要安全確認計画記載建築物」は、避難路等の重要な道路沿いの建築物を促進計画に記載し耐震診断を義務化するものですが、扶桑町には現在、対象となる建築物はありません。今後、愛知県が緊急輸送道路の見直し等に伴い、要安全確認計画記載建築物を新たに指定した場合は、県と連携を図り、耐震化の推進に努めます。

表一 耐震診断義務付け対象建築物

区分	耐震改修促進法
要緊急安全確認大規模建築物	法附則第 3 条 第 1 項各項
昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の建物で、 ・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち、政令で定める規模以上の既存耐震不適格建築物	
要安全確認計画記載建築物	法第 7 条各項
昭和 56 年 5 月 31 日以前着工の建物で、 ・ 県・町が指定する緊急輸送道路等の避難路で特に重要な避難路の沿道建築物、又は建物に附属するブロック塀等 ・ 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	

表一耐震診断義務付け等となる対象建築物の区分

用途		耐震診断義務付け対象建築物*の規模要件	
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		要緊急安全大規模建築物	階数 2 以上かつ床面積 1,500 m ² 以上
小学校等	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校		階数 2 以上かつ床面積 3,000 m ² 以上 (屋内運動場の面積を含む)
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの			階数 2 以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設			
学校	第 2 号以外の学校		
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			階数 3 以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			階数 3 以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗			階数 3 以上かつ床面積 5,000 m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿			
事務所			階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			階数 3 以上かつ 5,000 m ² 以上
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			階数 1 以上かつ 5,000 m ² 以上 (敷地境界から一定距離以内に存する建築物に限る)
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物		要安全確認計画記載建築物	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の 1/2 超の高さ 6m 超えるもの、または、組積造の塀については、道路の中心からの距離の 1/2.5 の高さで、長さ 25m を超えるもの
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※旧耐震建築物

2-2 住宅・建築物の耐震化の現状と目標

1. 住宅・建築物の耐震化の現状

住宅・建築物の構造耐力に関しては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和 56 年 6 月に大きく改正されました。

この基準によって建築された住宅・建築物（以下「新耐震住宅」又は「新耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された住宅・建築物（以下「旧耐震住宅」又は「旧耐震建築物」という。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

（1）住宅の耐震化の状況

本町における住宅の耐震化の状況をみると、令和 2 年 1 月時点で居住世帯のある住宅総数 10,814 棟のうち、耐震性があると判断されるものは 8,216 棟（耐震化率：約 76%）と推計されており、耐震性の低い木造住宅への耐震改修補助の効果もあり、着実に耐震化が進んでいます。

しかしながら、耐震性がないと判断される住宅は 2,598 棟（3,774 棟－1,176 棟）と依然として多く存在していることから、これらの住宅の耐震化を促進することが重要です。

表一住宅の耐震化の状況（単位：棟）

区分	住宅総数	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	旧耐震住宅		耐震性のある 住宅 ①+②	割合
				耐震性あり ②		
戸建住宅	10,327	6,602	3,725	1,141	7,743	75.0%
共同住宅	487	438	49	35	473	97.1%
計	10,814	7,040	3,774	1,176	8,216	76.0%

※数値は、当初計画の住宅棟数に、課税台帳に基づく 2 時点（H24.1 と R2.1）間の住宅棟数の増加率を乗じること等により算定したものである

※令和 2 年 1 月現在における数値

(2) 多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第14条第1号)の耐震化の状況

本町における、多数の者が利用する建築物の耐震化の現状は、表に示すとおりです。

これによると、耐震性が確認されていない建築物の棟数は、4棟となっています。

表一 多数の者が利用する建築物の状況 (単位: 棟)

区分		公共建築物		民間建築物	合計
			うち町有建築物		
旧耐震建築物	当初計画	16	13	11	27
	現状	16	13	8	24
耐震性無し	当初計画	5	3	11	16
	現状	0	0	4	4

※現状数値は、当初計画で挙げられた旧耐震建築物について、課税台帳(R2.1)に照らして残存・滅失の状況を確認したものである。なお、公共建築物については耐震化の状況を含めて確認。民間建築物については、旧耐震建築物のすべてを耐震性無しとして一律計上している

※公共建築物は令和2年11月現在、民間建築物は令和3年1月現在における数値

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(耐震改修促進法第14条第2号)の耐震化の状況

本町内には、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物に該当する建築物はありません。

(4) 通行障害既存耐震不適格建築物(耐震改修促進法第14条第3号)の耐震化の状況

通行障害既存耐震不適格建築物のうち、令和3年1月現在で町が指定する「優先的に通行を確保する道路(P12参照)」沿道の建築物の状況について、当初計画の数値から課税台帳に照らして残存・滅失を確認すると、旧耐震建築物は19棟となっています。

建築物の耐震改修の促進に関する法律**(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)**

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 1 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 2 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 3 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

2. 住宅・建築物の耐震化の目標

住宅及び特定既存耐震不適格建築物について、中間見直し年度の令和 7 年度に向けての具体的な目標を定め、令和 12 年度には、耐震性のない建物の概ね解消を目指します。

なお、計画期間中に耐震化することが困難な住宅・建築物に対しては、減災化を促進します。

減災化については、容易で効果的な方法によって住宅・建築物の倒壊による圧迫死を減少させることを目標とします。

(1) 住宅の目標

住宅については、令和 7 年度までの耐震化率の目標を 95% とし、令和 12 年度に向けて耐震性のない建物の概ね解消を目指します。

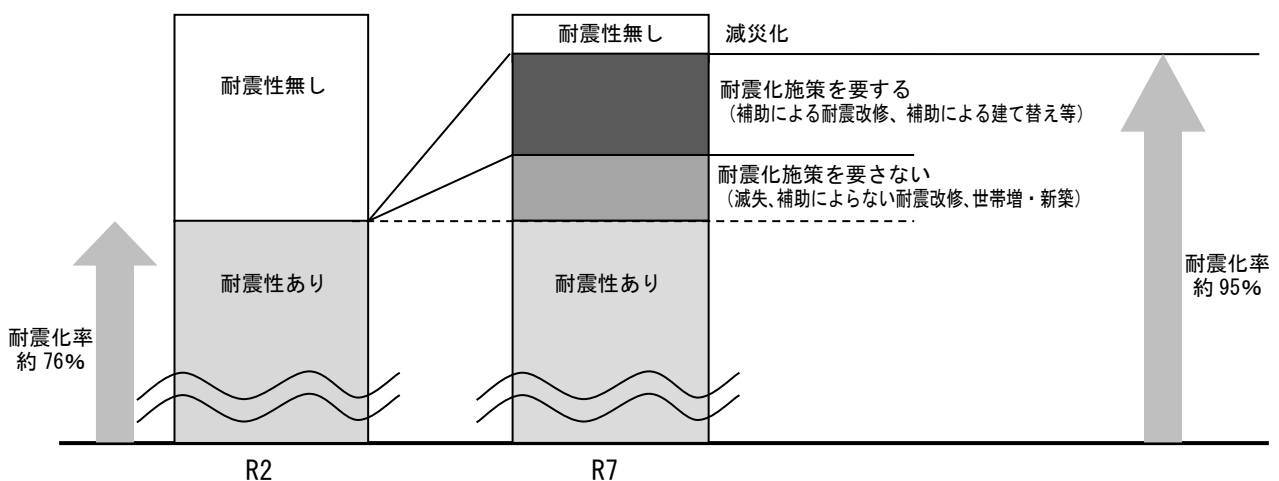
表一住宅の中間目標（単位：棟）

R7 年度の居住世帯のある 住宅数(推計)	R7 年度に耐震性を有する 住宅数の目標	耐震化率目標
10,687	10,153	95%

区分	将来 住宅数	耐震化目標				
		耐震化率	耐震性を有する住宅数の目標			
				現況で耐震性あり	施策を要さない	施策を要する
戸建住宅	10,206	95%	9,677	7,743	322	1,612
共同住宅	481	99%	476	473	1	2
計	10,687	95%	10,153	8,216	323	1,614

※住宅・土地統計調査（平成 25 年、平成 30 年）等から推計

図一住宅の耐震化の考え方



(2) 多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第14条第1号）の目標

多数の者が利用する建築物のうち、耐震性のない建築物が令和3年1月現在で4棟ありますが、令和12年度までに概ね解消を図ることを目標とします。

民間建築物については、愛知県と連携を図り、耐震化を促進します。

用途分類毎の耐震化の目標は、下表に示すとおりです。

表一多数の者が利用する建築物の目標（単位：棟）

分 類			平成 19 年 1 月時点 耐震化率			令和 2 年度時点 耐震性のない建築物の棟数		
			公共 建築物	民間 建築物	全体	公共 建築物	民間 建築物	全体
① 災害 応急対策活動に必要な公共及び民間施設	1.災害応急対策の指揮、情報伝達 などをする建築物(庁舎、警察署、 消防署、保健所等)		1/1 (1/1)	0/0	1/1	0	0	0
			100%	－	100%			
	計画 あり 地域 防災	2.避難所指定の建築物 (学校、幼稚園、保育所、 集会所、公会堂、老人福 祉センター、体育館等)	20/25 (19/22)	0/0	20/25	0	0	0
			80%	－	80%			
	地域 防災計画 無し	3.災害時要援護者のための 建築物(老人福祉センタ ー、児童厚生施設、身体 障害者福祉施設等)	1/1 (1/1)	1/1	2/2	0	0	0
			100%	100%	100%			
		4.避難所指定のない教育 建築物 (学校、幼稚園、保育所)	1/1 (1/1)	0/2	1/3	0	0	0
			100%	0%	33%			
		5.救護建築物 (救急病院、救急診療所)	0/0	3/4	3/4	0	0	0
－			75%	75%				
② ①以外 の公共 施設	1.公共建築物 (博物館、美術館、図書館、体育 館、集会所、公会堂等)		2/2 (2/2)	0/0	2/2	0	0	0
			100%	－	100%			
	2.公営住宅		2/2 (0/0)	0/0	2/2	0	0	0
			100%	－	100%			
③ ①以外 の民間 施設	1.民間建築物(劇場、映画館、 百貨店、ホテル、飲食店等)		0/0	31/34	31/34	0	3	3
			－	91%	91%			
	2.賃貸共同住宅		0/0	10/15	10/15	0	1	1
			－	67%	67%			
合 計			27/32 (24/27)	45/56	72/88	0	4	4
			84%	80%	82%			

（３） 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第 14 条第 2 号）の目標

本町内には、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物に該当する建築物はありません。

（４） 通行障害既存耐震不適格建築物（耐震改修促進法第 14 条第 3 号）の目標

町が指定する「優先的に通行を確保する道路（P12 参照）」沿道の建築物については、耐震性のない建築物数は令和 3 年 1 月現在で 19 棟となり、令和 12 年度に向けて概ね解消を目指します。

本町としては、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、愛知県と連携を図りながら、所有者に対して耐震化の必要性を啓発することで耐震化を促進します。

（５） 耐震診断義務付け対象建築物の目標

要緊急安全確認大規模建築物については、該当がありません。要安全確認計画記載建築物については、本計画策定時点で該当はありませんが、今後、県が追加指定した場合は、県と連携を図り、耐震化の推進に努めます。

（６） 減災化の目標

「住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る」ことを減災化の目標とし、住宅及び建築物の倒壊等による圧迫死を減少させるために、減災対策の促進を継続します。

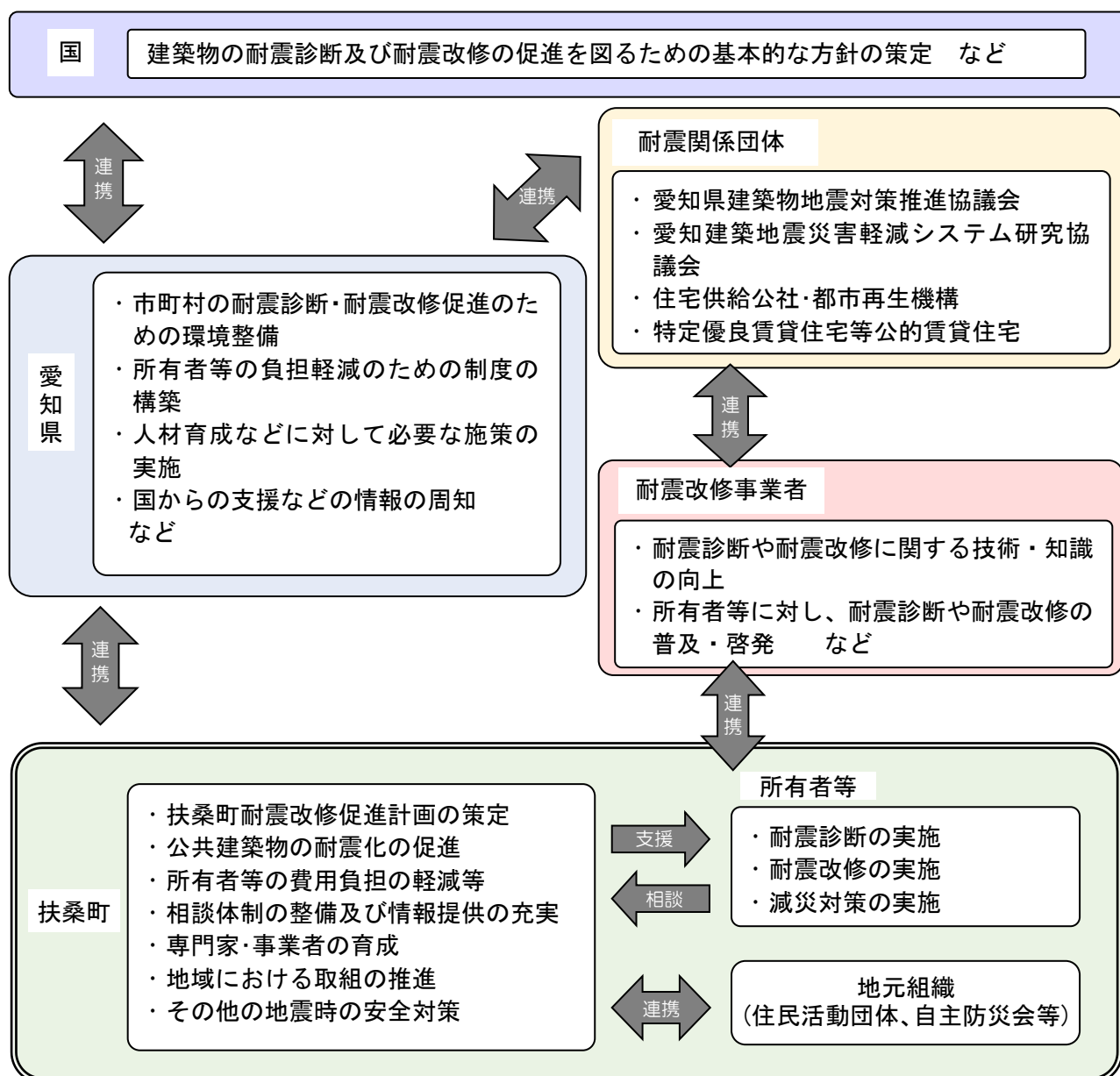
第3章 耐震化及び減災化促進の基本的な方策

3-1 耐震化及び減災化に向けた役割

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等（以下「所有者等」という。）が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

本町は、国や県と連携し、本計画で示している目標を実現するため、こうした所有者等の取組をできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化・減災化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化・減災化の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本とします。

図一 国・愛知県・扶桑町・所有者等の役割



3-2 促進体制

1. 耐震化促進の体制整備

住宅・建築物の耐震化を円滑に促進するため、関連する機関や団体等と連携し、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組んでいきます。

(1) 愛知県との連携

建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施について、愛知県と連携し取り組んでいきます。特に、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しての法に基づく指導等は、愛知県が実施する事項となっていますが、所有者に近い市町村と連携した指導等を行うことが望まれる場合もあります。

今後とも本町は、愛知県との連絡及び協議体制の下、県と市町村で連携している「N倍プロジェクト※」への参加等により、情報を共有するとともに、連携して啓発等を行い、的確に耐震化を促進するものとします。

※N倍プロジェクト

平成 29 年度から木造住宅の耐震改修件数増加（N倍化）に向け取り組むことを目的とし、県及び県内市町村の有志により構成されたプロジェクト。

(2) 公共施設管理者間の連携

町内における多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物のうち、公共機関が所有する建築物については、耐震改修等が完了し、耐震化されています。これらの建築物の中には、災害応急対策活動に必要な建築物などが含まれており、必要に応じて防災性を高めるための取組等を、他の公共施設管理者と連携して実施します。

(3) 扶桑町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

大規模な地震の発生が危惧される中、速やかな地震防災対策の推進が望まれますが、地震による人的被害や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要な課題となっています。

町では、扶桑町耐震改修促進計画に定めた住宅の耐震改修の目標達成に向け、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とし、住宅耐震化に係る取組を位置付けた「扶桑町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を毎年策定しています。

（４）愛知県建築物地震対策推進協議会との連携

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及や啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、県内全市町村及び公益社団法人愛知建築士会を始め11の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」が設置されています。

本町は、この協議会と連携し、耐震化促進の体制の一員として、今後も建築物の所有者に対する啓発や普及活動、専門家の育成等を進めていきます。

図一愛知県建築物地震対策推進協議会ホームページ



（５）住民活動団体等との連携

本町の住民活動団体として登録されている3団体が、地域社会において主に地震災害を想定した防災訓練の支援、防災知識の普及、地域防災意識の高揚等により災害に強いまちづくりを推進することを目的としており、団体独自の活動に加え、本町の防災部門との連携を始め、各種イベントにおいての展示など、活発な活動をしています。

また、町内各地域の多くには、自主防災組織及び女性消防クラブが組織され、扶桑町地域防災計画においては、「関係地域内の被害調査及び避難所の運営等の応急対策を実施する。」と位置付けされています。

本町では、扶桑町国土強靱化地域計画の基本目標を達成し、住民の生命・財産を守るには、まずは住宅の耐震化が重要であることを広く周知するため、地域住民の生活に密着したこれらの各団体との連携を深め、より一層災害に強いまちづくりに取り組んでいきます。

2. 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

本町では、住宅・建築物の耐震化を始め、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。また、愛知県及び関係団体と共同して町内で開催される地震防災講演会等において、耐震化を始めとした住宅の相談を検討していきます。

今後も引き続き、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談に応じるとともに、無料耐震診断と耐震改修補助金等の案内を行います。また、相談に応じる町職員の専門知識の取得にいっそう努め、いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実していきます。

現在の相談窓口

【扶桑町】総務部総務課総務グループ、総務部災害対策室、
産業建設部都市整備課都市計画グループ 0587-93-1111

【愛知県】建設部建築担当局住宅計画課防災まちづくりグループ
052-954-6549

3-3 重点的に耐震化を進める区域の設定

耐震化を効率的・効果的に進めるに当たっては、地震に対する危険性が高く、緊急的に改善が求められる区域を選定して、重点的に取り組むことが考えられます。

本町では、当初計画に基づいて、町全域を、重点的に耐震化を進める区域として設定し、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進します。

3-4 関連する安全対策

住宅・建築物の耐震化については、個別の事情等により困難な場合があります。また、地震から生命・財産を守るためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。

そのため、減災化にも寄与する以下のような取組を推進します。

1. 住宅・建築物の安全対策

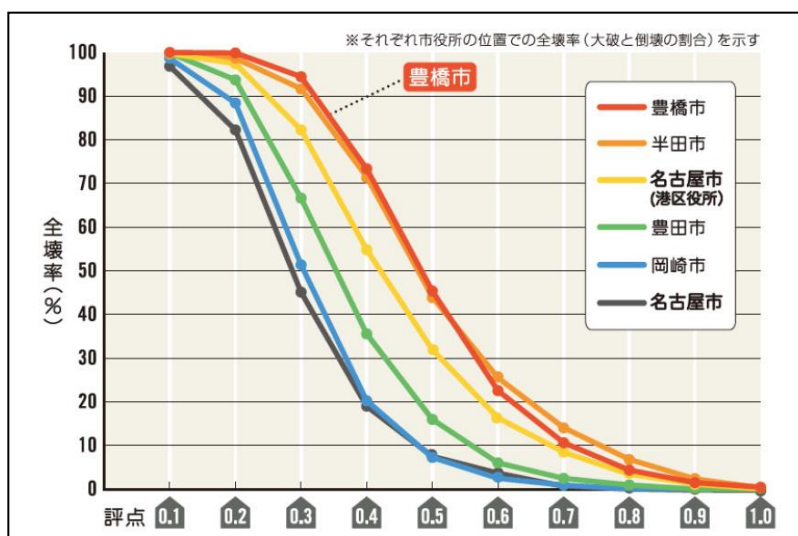
(1) 全壊の防止

耐震改修が進まない原因の一つとして、費用や工期の面で一度に耐震診断の判定値を 1.0 以上にする耐震改修が困難なことが挙げられます。また、耐震診断の判定値が低いものほど、耐震改修されない傾向もみられます。

一方で、これまでの研究により、判定値 0.7 以上に耐震改修すれば、住宅の全壊率が大きく低減され、高い減災効果が得られることが分かってきています。

そのため本町においては、これまでのような判定値 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、1 段階目に 0.7 以上、2 段階目に 1.0 以上にするような段階的耐震改修を促進するため、補助金を交付していきます。

図一東海地震と東南海地震が同時に発生したときの建物の全壊率と耐震診断判定値の関係



資料：木造住宅の耐震リフォーム

(監修・制作：名古屋工業大学、名古屋大学、(株)えびす建築研究所)

(2) 建て替えの促進

住宅の状態によっては、耐震改修にかかる費用が建て替えにかかる費用とほとんど変わらず、耐震改修をためらう声があります。

そのため、耐震診断による判定値が著しく低い住宅等については、新たに耐震基準を満たす住宅への建て替えを促進するため、除却工事に対し補助金を交付していくほか、国や県の動向等に応じて検討していきます。

(3) 耐震性の維持

新耐震の住宅・建築物であっても、年数を経れば、耐震性は劣化していきます。そのため、耐震性が維持されるよう、住宅・建築物の定期的な補修・補強の指導に努めます。

また、平成 28 年熊本地震において、新耐震基準導入以降で倒壊した建築物の事例もあり、それらの建築物は接合部の仕様が不十分であったものに多くみられました。このような災害の教訓等を踏まえ、建築基準法で接合部の仕様及び壁の配置方法が明確化された平成 12 年以前の建築物に対して、県等と連携して「人命と生活を守る」ための施策を検討し、啓発していきます。

2. 屋内の安全対策

(1) 耐震シェルター等の設置

地震対策は、住宅・建築物の耐震化が最も効果的ですが、費用などの面でそれが難しい場合もあります。そのため、安価な工法による寝室等の個室補強の手段（耐震シェルターや耐震ベッドの設置）について、平成 27 年度に耐震シェルターの実物展示を行いました。また、本町では耐震シェルターの設置に関する補助制度を行っており、耐震シェルターの設置について周知及び普及を推進します。

表－耐震シェルター整備費助成制度（令和 3 年 3 月現在）

区分	概要
対象となる住宅	①扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、総合判定値が 0.4 以下の旧基準木造住宅 ②（財）愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において得点が 40 点以下の旧基準木造住宅 ③高齢者、身体障害者、要介護認定者、精神保健福祉手帳の交付者又は療育手帳交付者で、地震発生時に避難することが困難な者が居住していること
補助対象経費	耐震シェルター購入、運搬及び設置に要する費用
補助金額	補助対象経費の額。ただし、30 万円を限度とする。

（２）家具転倒の防止等

強い横揺れを伴う大規模地震が発生した際には、室内の家具の転倒により甚大な人的被害が発生する危険性があります。また、窓ガラスや看板類等は、破損・落下等により、建物利用者及び周辺に被害を発生させる危険性があります。

そのため、本町では、家具の転倒防止器具の取り付けや、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付け等の対策について、平成 18 年度から費用補助を行っています。防災出前講座や広報ふそう、町ホームページ、ひまわりあんしん情報メールなどにより周知を図っており、令和 2 年 3 月末までに 333 件の補助を行いました。

これらの取組は、今後も引き続き様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、対策を促進します。

（３）エレベーターの安全対策

地震発生時には、エレベーターが異常停止する可能性があり、これによって閉じ込められた人がパニックを起こし新たな被害が発生する危険性があります。

そのため本町では、愛知県等と連携し、既設エレベーターについて新安全基準（平成 21 年 9 月）への適合を促進するとともに、閉じ込められた場合の対処方法について広く周知を図ります。

3. ブロック塀の安全対策

ブロック塀等は、地震発生時に倒壊の危険性が高く、その結果、人的被害の発生や避難・救援の遅れといった様々な影響を及ぼす可能性があるため、防災訓練での啓発活動、広報ふそう、町ホームページなどにより危険性の周知を図っています。平成 30 年度からは、ブロック塀等撤去補助を実施しており、令和 2 年 3 月末までに 31 件の補助を行いました。

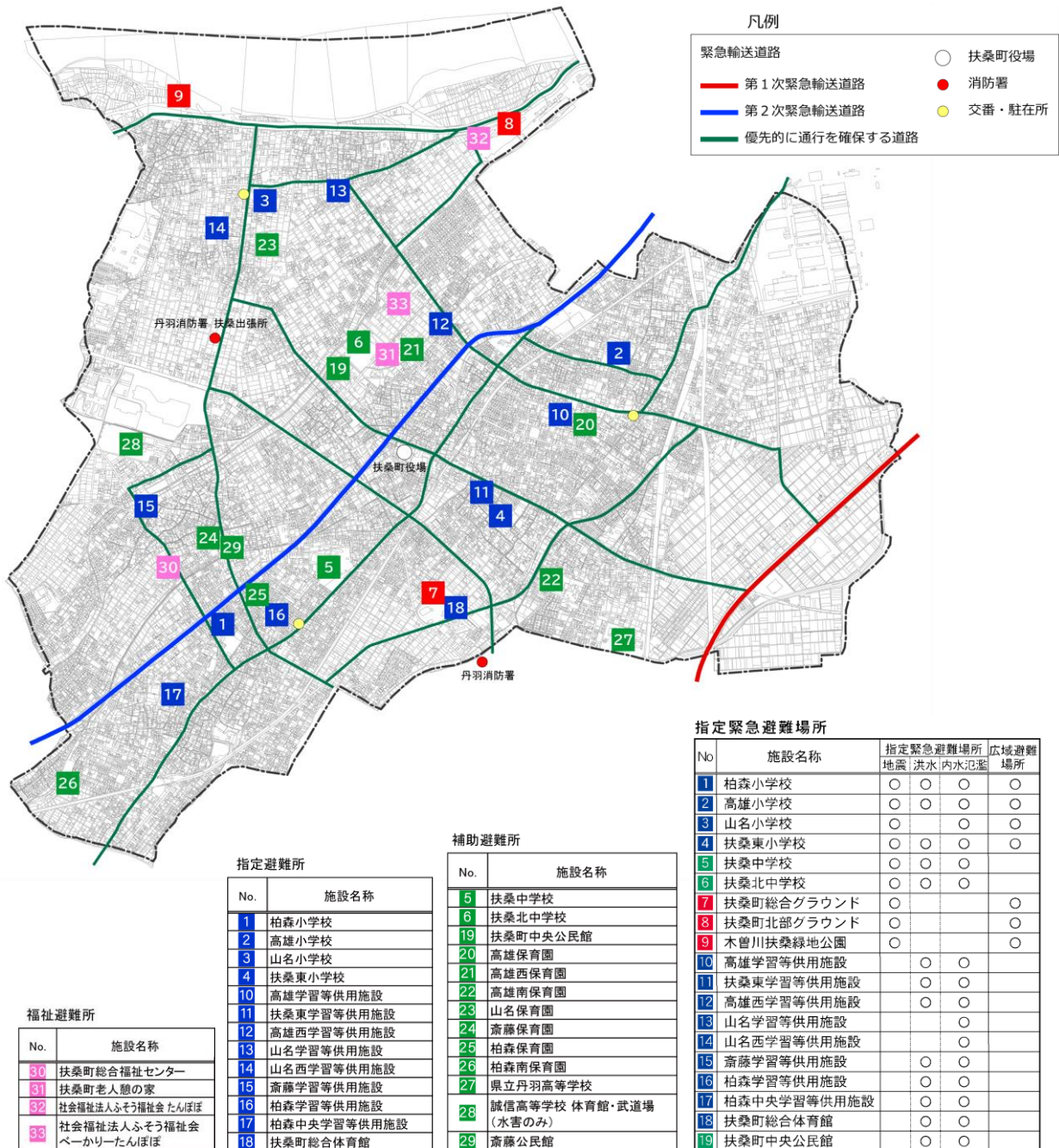
本町では、今後も様々な広報手段・機会を通じて周知を図り、対策を促進します。

表一ブロック塀等撤去費補助金（令和 3 年 4 月から）

区分	補助率	補助限度額
ブロック塀等の撤去	①対象となるブロック塀等の撤去に要した経費 ②対象となるブロック塀等を撤去した延長×1万円 上記①、②のうち少ない方の額2分の1。	10万円

※補助金の詳細は、町都市整備課にお問い合わせください

図一民間建築物ブロック塀撤去費補助事業の対象となる道路



※令和元年3月現在

※扶桑町における住宅や事業所等から「扶桑町地域防災計画－資料編－第4章」に掲げる避難所や避難地等へ至る経路を補助対象とする。

4. 敷地の安全対策

本町は、木曽川沿いに広がる扇状地という地勢から、崩壊の危険性があるがけ地等はなく、砂れきを中心とした地層であり、P5 のとおり液状化の危険性は低くなっています。

そのため、地震による敷地崩壊の危険は少ない状況ですが、今後も管理者と協力し、情報提供を行うとともに、安全対策を促進します。

5. 地域ぐるみの防災・減災体制の充実

住宅・建築物の倒壊や、出火・延焼等による二次災害を防止するためには、地域における協力・助け合いが重要です。

そのため本町では、「自主防災組織の資材に対する費用補助」や「防災リーダー養成講座の開催」、「地域による災害時要援護者の支援の仕組みの整備」を行うなど、地域の力をいかした取組を進めているところです。

今後においても、このような取組を継続・拡充し、地域ぐるみの防災・減災体制の充実を図っていきます。

住宅の耐震化を推進するためには、まず住民の地震災害に対する意識を高めることが重要です。そのため、本町では、これまで以下のような取組を行ってきました。

町民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、住民の一人一人が正しい知識と判断を持って行動ができるよう、地震による危険性の程度を示した「洪水地震防災マップ」を作成し、平成31年3月に更新を行い、広報ふそうとともに全戸配布を行いました。

「洪水地震防災マップ」については、今後も様々な機会を通じて周知を図ります。また、国や県による地震被害想定の変動等も考慮しながら、町民にとってより有効な情報提供を的確かつ迅速に行っていきます。

[illegible]

- 29 -

図一耐震改修促進計画「概要版リーフレット」（令和3年公表）

耐震改修に関する支援制度

扶桑町では、本道住宅の無料耐震診断及び耐震改修に対する補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。

無料耐震診断	対象となる住宅 在来軸組構法又は伝統構法の木造住宅 昭和56年5月31日以前に完工した住宅
対象者	対象となる住宅の所有者
耐震改修費補助	対象となる住宅 旧耐震の木造住宅で、扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が1.0未満、又は一財・愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（強固）診断において、重点点50点未満のもの 対象となる改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する補修工事を含む改修工事で、判定値を1.0以上とする耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された箇所を原則上部補修箇所とし、判定値に0.3を加算した数値以上とするものに限る） 補助金額 耐震改修工事費（工事費及び改修設計費を合算した額で100万円又は80%のうち少ない額）
段階的耐震改修費補助	対象となる住宅 旧耐震の木造住宅で、扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が1.0未満、又は一財・愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（強固）診断において、重点点40点以下のもの 対象となる改修工事 耐震改修工事費、一段目と二段目に分けて行う工事 ①一段目 判定値を1.0以上とする補修計画に基づき、その一部を工事することにより、総合判定を0.7以上1.0未満とする工事 ②二段目 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた耐震基準適合率について、相対値を1.0以上とする工事 補助金額 ①一段目 耐震補修工事費及び改修設計費を合算した額で、60万円又は耐震補修工事費の80%のうち少ない額 ②二段目 耐震補修工事費で、40万円又は耐震補修工事費の80%のうち少ない額とし、相対値判定値が1.0未満の1.0の2に規定する耐震等級の相対値の差を差し引いた額

補助金の代理受領制度
扶桑町では、補助金の申請者（建物所有者等）からの委任により、補助対象工事を実施した工事業者等が、補助金の受領を代理で行うことができる代理受領制度を導入しています。

住宅に係る耐震改修促進制度
旧耐震基準によって建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事を実施した場合には、所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けることができます。扶桑町では、耐震改修工事を実施した方に、制度の周知をしていきます。

扶桑町 耐震改修促進計画

ふそう耐震プラン 2030 概要パンフレット

愛知県においては、南海トラフ巨大地震のような大規模な地震の発生が危惧されています。こうした状況の中、速やかな地震防災対策の推進が望ましく、地震による人的被害や経済被害を減らす対策としては、住宅・建築物を耐震化し、倒壊等の被害を防止することが重要です。

本計画はこうした状況を踏まえ、令和2年度までを期間としていた「扶桑町耐震改修促進計画」を改訂し、新たな目標とその実現を目指した取組を示すものです。

住宅・建築物の耐震化の現状と目標

住宅及び特定建築物について、中間見直し年度（令和7年度）に向けての具体的な目標を定め、令和12年度に向けて耐震性のない建物の根拠解消を目指す。

<住宅の耐震化の進捗状況>

	当初 (H19)	現状 (H2)	中間目標 (H7)
住宅の耐震化率	82.7% (6,152棟/8,817棟)	76.0% (8,216棟/10,814棟)	95.0% (10,193棟/10,687棟)

<特定非耐震不適格建築物（令和2年度時点）>

	多額の費用が要する建築物 （耐震基準適合率14未満1棟）	4棟	地域防災計画に適合する建築物 （耐震基準適合率14未満3棟）	19棟
--	---------------------------------	----	-----------------------------------	-----

【問い合わせ先】
扶桑町 総務部総務課総務グループ
TEL:0587-93-1111 FAX:0587-93-2034 e-mail: soumu_sec@town.fuso.lg.jp

耐震化への取組

耐震化促進の体制を整備します
円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のため、関連する機関や団体等と連携し、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組んでいきます。

- 愛知県との連携
- 公共施設管理者等との連携
- 住民活動団体等との連携
- 愛知県建築住宅センターとの連携
- 自治会やNPO、ボランティアの主体的な活動を支援

耐震診断・耐震改修・減災対策の相談窓口を充実します
扶桑町では、総務課、都市整備課及び災害対策室に住宅・建築物の耐震化、減災の相談窓口を設置し、相談に応じています。また、相談に応じる町職員の専門知識の取得の一層努力、いつでも適切な対応ができるよう相談窓口を充実していきます。

関連する安全対策
住宅・建築物の耐震化については、個別の事情等により困難な場合があります。また、地震から生命・財産を守るためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。そのため、減災にも関連する以下のような取組を推進します。

- 耐震シェルター等の設置
- 玄関の安全対策
- 家具転倒の防止等
- 敷地の安全対策
- 地域ぐるみの防災・減災体制の充実

耐震化の普及・啓発
住宅・建築物の倒壊を防ぐ耐震化を促進するとともに、出火や延焼等による二次被害を防止するためには、町民一人一人が生命と財産を守るという意識を共有していくことが大切です。扶桑町では、住宅等の耐震化を普及するとともに、被害が発生してしまった場合の救助等についても、分かりやすい周知に取り組んでいきます。

- 洪水地震防災マップの作成、全戸配布（平成31年）
- 耐震改修に係るパネルを展示（役場内及び町内の大型商業施設に設置）
- 地域防災リーダー養成講座の開催（毎年開催）
- 広報紙や、町ホームページ及び町広報等での情報提供
- 防災訓練 講演会や、町内会 自主防災会等のイベントでのP.R
- ひまわりあんしん情報メールを活用した周知

2. 防災・減災のための教育

町職員が一丸となって防災・減災対策を推進し、また、町職員が地域における取組を率先的に実施するため、応急危険度判定士取得の促進や研修会等の実施を行っており、今後も必要な知識や心構えを教育していきます。

町民については、地域防災リーダー養成講座を毎年開催しており、今後も防災・減災意識の啓発を図ります。また、学校教育の場においては、児童・生徒の発達段階、地域の特性や実態などに応じ、計画的に防災・減災教育を行っています。

3. 啓発活動

■耐震診断事業に関する啓発活動

- ・広報ふそうでの情報掲載による周知
- ・町ホームページでの情報掲載による周知
- ・啓発資料（洪水地震防災マップ等）の全戸配布
- ・回覧板による周知
- ・防災訓練・講演会等イベントでのPR
- ・町内会・自主防災会に参加してのPR
- ・ひまわりあんしん情報メールを活用した周知
- ・ショッピングセンター等特設会場でのパネル展によるPR

図一 広報ふそう

我が家の減災対策は大丈夫ですか？

南海トラフ地震は、今後30年以内に70～80％程度の確率で発生すると予測されており、地震の発生により家屋の倒壊や倒れてきた家具の下敷きになることが予想されます。地震が発生する前の減災対策で、被害を減らすことが可能です。

木造個人住宅耐震診断（無料）について

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）に対し、専門家による無料の耐震診断を行い、住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行うものです。大地震は、いつ起こるかわかりません。一度、お宅の耐震診断を受けられることをお勧めします。

木造住宅耐震改修費の補助について

旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）の耐震改修工事を行う方に対し、その工事に要する費用を補助することによって、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的としています。

▼対象となる住宅
昭和56年5月31日以前に建築・着工された木造個人住宅で、扶桑町が実施している無料耐震診断において判定値が1.0未満と判定された住宅

▼補助対象となる工事
地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値が1.0以上となる耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された箇所方向別上部構造評点を判定値に0.3加算をした数値以上とするものに限る）

▼補助金額
全額2年度は上限が100万円の補助です。
※段階的耐震改修工事や耐震シェルター設置工事にも一定の要件を満たせば補助金の交付となる場合がありますので、総務課までご相談ください。

図一 扶桑町ホームページ

扶桑町

木造住宅耐震診断・耐震改修費助成制度

木造住宅の無料耐震診断

木造住宅の「無料耐震診断」事業を実施しています。
この診断は、昭和56年以前の旧建築基準で建てられた木造住宅に対し、専門家による無料の耐震診断を行い、正確な住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行うものです。大地震は、いつ起こるかわかりません。一度、お宅の耐震診断を受けられることをお勧めします。

対象となる住宅
旧基準木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法または伝統構法の住宅）

対象者
対象となる木造住宅の所有者

申込み
総務課で随時受付を行っています。申込用紙に記入していただくのですが、お電話でも可です。

図一 パネル展の様子



平成14年度から令和元年度までの期間において、木造住宅の耐震改修は114件、木造住宅の無料耐震診断は803件にのぼりますが、この診断件数は旧耐震住宅総数（令和2年1月時点）の約22%にとどまっています。そのため、今後も引き続き上記のような取組を継続するとともに、その他の効果的な取組についても検討し、耐震診断の普及・啓発を図っていきます。

4-2 耐震化促進のための支援制度

住宅の耐震化を推進するためには、まず耐震診断を行い、個々の住宅の耐震性を的確に把握する必要があります。そのため、本町では、住宅の無料耐震診断、耐震改修に対する補助、税制上の優遇措置など、以下に示す支援制度により、耐震化の促進を図っていきます。

■住宅の耐震診断事業

- ・木造住宅の診断（平成 14 年度～）

1. 無料耐震診断及び耐震改修に対する補助

本町では、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。また、平成 25 年度から段階的耐震改修工事の補助制度を実施しています。

今後も引き続きこれらの支援を継続し、木造住宅の耐震化を促進します。

また、よりきめ細やかに耐震化を促進するため、以下のような新たな補助制度の創設についても、国や県の動向等に応じて検討していきます。

■新たに検討する補助制度

- 非木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助
- 耐震診断による判定値が著しく低い住宅等における、建て替えに対する補助

図一防災訓練での啓発の様子



表一 木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度（令和7年3月現在）の概要

無料耐震診断	対象となる住宅	在来軸組構法又は伝統構法の木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工した住宅
	対象者	対象となる住宅の所有者
耐震改修費補助	対象となる住宅	旧耐震の木造住宅で、扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が1.0未満、又は一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において、得点が80点未満のもの
	対象となる改修工事	地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、判定値を1.0以上とする耐震改修工事（ただし、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を判定値に0.3加算をした数値以上とするものに限る）
	補助金額	耐震改修工事費（工事費及び改修設計費を合算した額で115万円又は80%のうち少ない額）
段階的耐震改修費補助	対象となる住宅	①扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、総合判定値が0.4以下の旧基準木造住宅 ②一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において得点が40点以下の旧基準木造住宅 ①又は②において耐震改修工事を一段目と二段目に分けて行うもの
	対象となる改修工事	一段目 ①において総合判定値が0.4以下又は②において得点が40点以下と診断された旧基準木造住宅の一部を工事することにより、総合判定値を0.7以上1.0未満とする工事 二段目 一段目耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅の判定値を1.0以上とする工事
	補助金額	一段目 耐震補強の工事費と設計費を合算した額とし、60万円又は工事費の80%のうち少ない額を限度とする 二段目 ア 耐震補強の工事費で、40万円又は工事費の80%のうち少ない額を限度額とする イ 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税の税額控除の額 アからイを差し引いた額とする
耐震シェルター整備費	対象となる住宅	①扶桑町が実施している「無料耐震診断」の結果、総合判定値が0.4以下の旧基準木造住宅 ②一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において得点が40点以下の旧基準木造住宅 ③高齢者、身体障害者、要介護認定者、精神保健福祉手帳の交付者又は療育手帳交付者で、地震発生時に避難することが困難な者が居住していること
	補助対象経費	耐震シェルター購入、運搬及び設置に要する費用
	補助金額	補助対象経費の額。ただし、30万円を限度とする
木造住宅除却費補助	対象となる住宅	延べ床面積30㎡以上の旧耐震の木造住宅で、耐震改修費補助の対象となるもの、又は「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」を用いた耐震診断において倒壊の危険性があると診断がされ、町長が診断の妥当性を判断できたもの
	対象となる改修工事	対象となる住宅を1棟全て除却する工事（ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る）
	補助金額	除却工事費（20万円又は補助対象事業に係る経費に100分の23を乗じて得た額のいずれか少ない額）

2. 住宅に係る耐震改修促進税制

耐震性の確保された良質な住宅ストックの形成促進を図るため、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税の税額控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」としてあり、住宅の耐震改修を行った方は、税制上の優遇を受けることができます。

この措置について、本町では、窓口での案内や町ホームページでの情報掲載、耐震改修を行った方にチラシの配布を行うなど、円滑に制度活用できるよう取り組んでいきます。

表一住宅に係る耐震改修促進税制（令和3年3月現在）の概要

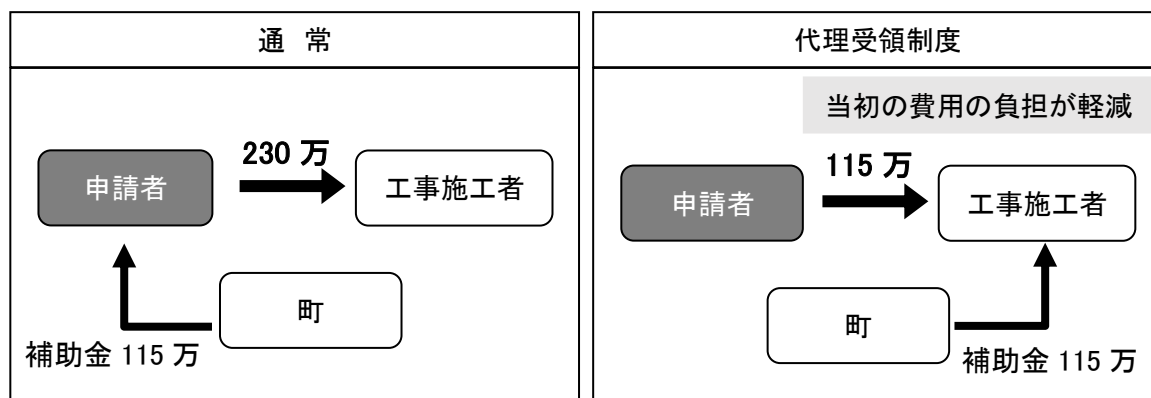
区 分	概 要
所得税	既存住宅の耐震改修を行った場合、改修費用（補助金等を除いた自己負担額）と当該改修に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額の10%相当額をその年分の所得税額から控除（25万円を上限）。 ＜既存住宅の要件＞ ・申請者の居住の用に供する住宅であること ・旧耐震基準によって建築された住宅であること ＜耐震改修の要件＞ ・新耐震基準に適合していること ・令和3年12月31日までに工事が完了したもの
固定資産税	既存住宅の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当部分まで）を以下のとおり減額。 ・平成22年1月1日から平成24年12月31日までに工事をを行った場合：翌年度から2年度分を2年間2分の1に減額 ・平成25年1月1日から令和4年3月31日までに工事をを行った場合：1年間2分の1に減額 ＜既存住宅の要件＞ ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること ＜耐震改修の要件＞ ・新耐震基準に適合していること ・改修費用が50万円以上であること ・令和4年3月31日までに工事が完了したもの

※税制の詳細は、小牧税務署、町税務課にお問い合わせください

3. 補助金の代理受領制度の導入

本町では、補助金の申請者（建物所有者等）からの委任により、補助対象工事を実施した工事施工者等が補助金の受領を代理で行うことができる代理受領制度を、令和3年4月1日から導入します。この制度を活用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみを用意すればよくなるため、従来と比べ、あらかじめ工事費用を準備する負担が軽減されます。

図ー代理受領制度のイメージ



■対象となる耐震等関連費用

- ・木造住宅耐震改修に係る費用
- ・木造住宅段階的耐震改修に係る費用
- ・木造住宅耐震シェルター整備に係る費用
- ・木造住宅除却にかかる費用

4－3 公的機関による改修促進支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者など多くの関係者の合意を得る必要があり、この合意形成に至らないことが障害となり進んでいない状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

そのため県計画では、耐震改修促進法第29条及び第30条に定める特例規定を適用し、都市再生機構及び地方住宅供給公社を活用して共同住宅等の耐震化の促進を図る（公社等が所有者・管理者の委託を受けて共同住宅等の耐震診断・耐震改修を実施）こととされています。

本町では、共同住宅等の所有者・管理者に対して、必要に応じてこの制度の活用を紹介し、耐震改修の促進を支援します。

4－4 住宅の改修時の仮住居の提供

住宅の耐震改修を実施する際には、工事期間中に居住する仮住居が必要になることがあります。しかし、個人で仮住居を探す場合、確保が困難な場合があります。そのため、仮住居が見つからないことが、耐震改修が進まない原因の一つともなっています。

そこで県計画では、県内で住宅の所有者が耐震改修を行う際、仮住居の確保が必要となる場合、特定優良賃貸住宅、公的賃貸住宅の仮住居としての活用を図ることとされています。

本町では、耐震改修実施者に対して、必要に応じてこの制度の活用を紹介し、耐震改修の促進を支援します。

4－5 低コスト耐震化工法の普及

本町では、木造住宅の耐震診断・耐震改修に対する補助制度により、住宅の耐震化を支援しています。しかしながら、住宅の耐震改修費用は、補助を受けても所有者等の自己負担は大きいと言えます。

耐震改修を促進するためには、その所要コストを下げ、少ない費用で実施できるようにすることが重要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

こうした中、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学、愛知県・名古屋市及び建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。この協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果の実証実験等に取り組み、木造戸建住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。その活動の一環として、工法評価委員会が開催されており、耐震性が向上できる工法については、協議会として工法評価することとしています。

愛知県では、これらの成果を受けて補助対象工法としてPR・普及を図るとしており、本町においても、住宅の所有者等がより容易に耐震化に取り組めるよう啓発に努めていきます。

4-6 建築物の耐震化促進

1. 町有建築物の耐震化

町有建築物の耐震化は終了しましたが、建築物の形態や経年劣化等により耐震性が不十分と考えられる場合には、耐震改修を行っていきます。今後も必要に応じて耐震診断・耐震改修を実施していきます。

2. 民間建築物の耐震化

住宅以外の民間建築物については、様々な広報手段・機会を通じて、耐震化の必要性等を周知し、耐震化を促進します。

特に、特定既存耐震不適格建築物や防災上重要な建築物については、重点的に周知を行うとともに、必要に応じ、耐震診断・耐震改修に対する補助制度を研究・検討していきます。

表一 建築物の耐震診断費補助事業（愛知県）

概要	補助等	要件
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助する事業	対象 : 愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所 : 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条各号の民間建築物 補助割合 : 国 1/3 県 1/6 市町村 1/6	住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱等

3. 特定既存耐震不適格建築物の指導等

特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震改修促進法第 14 条において「耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない」とされています。

一方、特定行政庁等は、耐震改修促進法第 15 条において「特定既存耐震不適格建築物の耐震診断・耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは指導等を行うことができる」とされています。

これに関し、本町の場合は、所管行政庁である県が、町内の特定建築物の耐震化の状況について調査し、必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、その後、勧告・命令を行うこととなります。

本町では、これらの指導等が円滑に行えるよう、県との連携を図ります。

第5章 計画達成に向けて

5-1 耐震化の促進・支援

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、住宅・建築物の所有者等の意識を啓発するとともに、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備等を進めることが重要です。本町においては、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等の意識を啓発するとともに、耐震化を行いやすい環境の整備等を進め、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、課題解決に尽力していきます。

住宅については、既存の補助制度・支援措置の周知を図り、活用を促進するとともに、制度の拡充・充実を検討します。なお、住宅の耐震化については、扶桑町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを別に定め、年度毎の実績を把握し、課題を踏まえて次年度の目標を策定します。

公共建築物については、現在町有建築物及び町内の県有建築物については、耐震性がないものはありません。引き続き、定期的なメンテナンス等により耐震化の維持に努めます。一方で、民間が所有する建築物に関しては、所管行政庁である愛知県が指導等を行いながら耐震化の促進を図っていくこととなりますが、本町もこれに当たって必要となる協力をしていきます。

今後も、国や県の動向等に応じ、様々な広報手段・機会を通じて耐震化の必要性等を周知するとともに、負担軽減のための様々な支援を行い、耐震化を促進します。

5-2 計画の進捗管理と見直し

住宅・建築物の耐震化については、進捗状況を定期的に確認しながら、着実に進めることが重要です。進捗状況の確認については、愛知県は、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとしています。特に、令和7年度には、進捗状況の確認を行うとともに、関連計画等との照査を行い、計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直した上で耐震化の促進を図ることとしています。

そのため本町においても、こうした愛知県の取組とも調整し、適宜、町内における耐震化の進捗状況の確認を行います。あわせて、県計画や他の関連計画等に照らして本計画の内容を検証し、適宜見直しを行うこととします。

扶桑町耐震改修促進計画

(ふそう耐震プラン2030)

編集：扶桑町 総務部 総務課

TEL: 0587-93-1111 FAX: 0587-93-2034

e-mail: soumu_sc@town.fuso.lg.jp <http://www.town.fuso.lg.jp>